

1. 議事日程（第2日目）

（平成20年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成20年3月5日

午前10時00分 開議

於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第53号 平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算
- (2) 議案第54号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算
- (3) 議案第55号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算
- (4) 議案第56号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- (5) 議案第57号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算
- (6) 議案第58号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

委員	亀 岡 等	委員	秋 田 雅 朝
委員	明 木 一 悦	委員	田 中 常 洋
委員	加 藤 英 伸	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 赤 川 三 郎

4. 委員外議員

議長 松 浦 利 貞

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（32名）

市 長 児 玉 更太郎 副 市 長 藤 川 幸 典

総務企画部長	新川文雄	政策推進部長	田丸孝二
行政経営課長	森川薫	八千代支所長	榎原秀克
美土里支所長	清水勝	高宮支所長	近藤一郎
甲田支所長	垣野内壯	向原支所長	田口茂利
市民生活部長	平下和夫	福祉対策推進部長	廣政克行
市民課長	佐々木亮	市民課担当課長	毛利宣生
市民課主査	野川栄治	市民課主査	玉本賢壮
市民課主査	中田義和	税務課長	山本数博
社会福祉課長	重本邦明	社会福祉課担当課長	是常知昭
社会福祉課主幹	中元寿文	社会福祉課主査	毛利幹夫
社会福祉課主査	岡島勤	社会福祉課主査	小笠原義和
高齢者福祉課長	沖野和明	高齢者福祉課主幹	神岡眞信
高齢者福祉課主査	中谷文彦	保健医療課長	武岡隆文
保健医療課主査	俵秀樹	保健医療課主査	田村政司
保健医療課主査	久保ヒトミ	吉田人権会館主査	柿田治宣

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	増本義宣	主査	児玉竹丸
主任	国岡浩祐		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 亀岡委員長 それでは、皆さん、おはようございます。  
前日に引き続き会議を再開いたします。  
ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。  
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。  
議案第53号、平成20年度安芸高田市一般会計暫定予算のうち市民生活部にかかわる部分を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
平下市民生活部長。
- 平下市民生活部長 それでは、改めまして、おはようございます。
- 亀岡委員長 座ってやってください。
- 平下市民生活部長 わかりました。  
それでは、平成20年度安芸高田市一般会計の暫定予算の市民生活部にかかわる点についてご説明を申し上げます。  
3月3日の初日に歳入につきましては財務当局のほうからご説明があったというふうに聞いておりますので、歳入につきましては説明を省略させていただき、歳出の説明をいたし、そして皆さんからのご質問をお受けするといった方向でやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
それにつきまして暫定予算でございますので、1年の目標といったこともできませんので、直接担当課長、旧市民部の課長のほうから旧福祉保健部のほうの課長といった順次課長が歳出についてご説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 亀岡委員長 佐々木市民課長。
- 佐々木市民課長 それでは、お配りしてあります予算特別委員会資料の平成20年度安芸高田市暫定予算説明資料におきまして、歳出を説明させていただきます。  
まずは7ページをお願いいたします。市民課関係の歳出の暫定予算について7ページにより説明をさせていただきます。市民課の20年度の暫定予算の集計は、1億6,323万2,000円でございます。その内訳を市民課と、それから人権推進担当課のほうという形で説明をさせていただきます。  
まず市民課のほうからでございますが、2款の3項1目であります、戸籍住民基本台帳費からでございます。暫定予算額は295万8,000円あります。主なものといたしましては、8ページにあります物件費の289万4,000円でございます。主なものといたしましては、郵便局株式会社との事務委託に関するファクス等の事務機器使用料が89万2,000円でございます。そのほかは高宮支所の人材派遣の委託料という形で60万の暫定額が主なものでございます。  
続きまして、その下の国民年金費でございます。暫定予算額は7万

7,000円でございます。

それから飛びまして、4款の1項の4目環境衛生費でございますが、暫定予算額1,002万8,000円でございますが、主なものとしたしましては、物件費810万7,000円と、それから補助費の192万1,000円でございます。物件費の内訳としたしましては、河川水質調査等の委託料として658万1,000円を計上しております。それと物件費の中で県の事務移譲等に関します備品の購入費129万5,000円が主なものでございます。補助費等につきましては、リサイクル推進補助金などの補助金として192万1,000円を暫定予算として計上しております。

続きまして、4款の衛生費でございますが、6目の火葬場費でございます。火葬場費の事業番号78番、火葬場一般管理費でございます。暫定予算額88万1,000円でございますが、主なものとしたしましては市内4カ所の火葬場の保守点検委託料67万4,000円でございます。その他のものとしたしましては、電話代と電気代の暫定予算額を計上しております。各施設の暫定予算額ですが、事業番号79、蓬萊苑916万7,000円、80番、光台苑928万2,000円、81番、甲田火葬場445万6,000円、事業番号82番、流雲閣584万円につきましては物件費が主なものでございます。内容としたしましては、火葬業務の委託及び霊柩車運転業務の委託を計上しております。また、維持補修費でございますが、これは各施設の維持補修の暫定額を計上しております。補修の主なものとしたしましては、蓬萊苑におきましては排煙の装置の取りかえ、それから炉の耐熱レンガの巻きかえ等を計画しております。光台苑におきましては、排煙のダクト、それからそのつながります冷却室の補修工事を計画しております。流雲閣にいたしましては、炉に向かって右側が1号炉となっておりますが、その煙道の修繕、左側の2号につきましてはバーナー室のタイルの修繕の暫定額を計上しております。

2項の1目の塵芥処理費でございますが、芸北広域環境施設組合の負担金として年4回分の分割支払いをしていますが、1回分の9,900万円を計上しております。

以上で市民課の説明を終わります。

○亀岡委員長

毛利人権推進担当課長。

○毛利市民課担当課長

それでは続きまして、人権推進担当課のほうから関係する予算につきましてご説明を申し上げます。

市民課長が説明した後でございますけど、同じく7ページでございます。3段目にあります民生費、それから社会福祉費の人権推進費、人権推進事業費940万6,000円でございます。20年度の主な事業内容としたしましては、あらゆる人権問題の解決を図るための人権啓発推進事業が一つにはございます。ご承知いただくように国内におきましてはさまざまな10何項目にわたる、児童、あるいは女性とか高齢者の虐待、あるいはまた同和問題、あるいはハンセン病、あるいはまた病歴による差別を受けるものとか、さまざまな差別がございます。そういうものを解消する

ための事業を啓発という形で展開するというこゝで、人権啓発推進月間というのを7月に設けとることと、それから12月に人権週間がございませう。それを市民全体のものを人権推進担当課で行い、また各人権会館あるいはまた支所におきましては人権週間なり、また随時啓発を行うという形で事業を実施しているところとございませう。

具体的なものといたしましては、7月の人権週間の月間におきましては人権フェスティバルということと、子どもから大人まで参画していただいて人権の大切さというものを考えていただくような機会としてとらえておきまして、子どもから大人までの人権標語の募集、それから人権パネルの展示、それから映画上映等々をフェスティバルのほうでは実施するような計画を持っております。

そして人権連続講座の実施という形で今までも4回なり5回の事業実施を、人権啓発の推進月間あるいはまた人権週間の間を縫って5回ぐらい実施しておりました。それで会場が非常に吉田の中央、小さかったわけですけども、クリスタルアージュというような立派な施設ができましたので、かなり多くの人に参加していただいてから啓発ができるんではなかろうかと思っております。

行政職員、あるいはまた行政機関の方々、あるいはまた民間団体、それから事業所の職員の参加というのが今言ったように非常に部屋が狭かったという部分でできなかった部分がありますけれども、市内各事業所がたくさんございませう、そこらへも呼びかけて、随時ローテーションというような形での参画をいただきまして、多くの方々にはやはり人権に対する大切さというのを知っていただいて人権高揚に努めていきたいということと、5回の連続講座を実施するように行っております。また、人権講演会とか、あるいはまた街頭啓発等を随時行いまして啓発に努めるような予定にしております。

それから男女共同参画の推進事業につきましては、プランが策定以来リレーイベントということと市民全体を対象にするもの、それから旧町の3カ所ぐらいを巡回いたしまして、この運動の趣旨というものをご理解いただきまして男女がともにやはり活躍できる場を構築するというこゝで、啓発をするということと今お話ししましたようなものを考えているところとあります。

それから青少年の育成事業につきましては、現在プランを策定をしておることとございませうけれども、市内全体の青少年の声を聞く会とか、あるいはまた指導者講演会等を考えているところとあります。

それから住宅の資金の償還につきましては、担当課のほうで策定しております債権の回収の事務取扱基準に基づいて債権回収の基本事項を定めてから滞納状況にわたって7段階区分してから、その段階に応じて文書催告とか電話催告とかして面談等による徴収に努めるよう考えております。

報酬、それから報償費、旅費、需用費、役務費、それから使用料、賃

借料につきましては、おおむね3カ月分の予算計上を図っております。

それから委託料につきましては、内容的には講師の派遣委託とか顧問弁護士の相談料というものは1年間分を計上しております。

それから負担金補助及び交付金につきましては、負担金につきましては1年間分100%計上し、補助金につきましては一応3割部分を計上しております。

この後に説明いたします各人権会館の運営費につきましても同様な形で予算計上をしております。

人権会館の運営費におきましては各種人権啓発並びに相談事業を主な啓発の事業としております。それで人権会館の一般管理費は92万円。これは5館分の電気料、電話代の3カ月分を計上しております。それから各5館の運営費でございますけれども、吉田人権会館が275万2,000円、それから八千代の人権福祉センターが203万3,000円、それから高宮の人権会館が253万円、それから甲田の人権会館が341万円、それから美土里の教育集会所が49万2,000円。

以上で人権推進事業費並びに各5館の事業内容につきまして説明させていただきます。

○亀岡委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 税務課の関係の支出について説明します。

同じく7ページですが、主なものは市税還付金1,850万円組んでおりますが、これは税源移譲に伴いまして市民税が増額されて所得税が減額されたということが起きております。市民税が19年度大まか増額した分、今回の申告でその分が所得税が減額にならなければいけないというのがあります。19年中の所得が減りまして、所得税がかからないということになったら19年にふえた分がどこへも恩恵をこうむらんということになりますので、そういう人については7月に申告をしていただいて、市民税がふえた分所得税が減らなかったという状況が起きた人についてはそれ相当の市民税を還付しなければいけないというのがあります。それらの還付が主なものであります。

次に、税務管理費、賦課徴収費ですが、これは申告のための臨時の人に来てもらったり納付書の印刷をしたりするものが主なものであります。

次に、固定資産税の適正化事業であります。これは画地認定業務、6町現況調査を一応済めたのであります。雑種地の利用状況の利用区分について調査をしなければいけないようになりまして、そのことが主な調査費用で、1,585万5,000円ほど予算しております。今度課税に当たって、賦課の電算システムの改修費が要ります。これが980万円。主なものは以上であります。固定資産税の適正化事業ということで課税の統一をして現地調査をして21年に統一課税をしていきたいということで説明してまいりましたが、調査の結果、課税台帳と現況が宅地、雑種地について違う部分が6,300カ所ありまして、この1年間に納税者と話をしまして、うちの調査の結果でそのとおりで宅地にしたり雑種地で課税した

りするというこの理解を求める時間が足りないだろうということで、そういう統一については24年の評価がえに延ばさせていただいて、この3年間で延長した期間に6,300カ所の現況の課税について納税者と手続をとりたいというふうに、ちょっと期間の延長をさせていただきたいということをご了解いただきたいであります。

以上で説明を終わります。

○亀岡委員長 以上で関係各課長からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 暫定予算といえども、もともと基礎算定というのは、さっきの最初の委員会でも出ましたが、年間を通しての予算を組む中で3カ月分の計上という、とほいうものの事によっては年間契約しとる委託料とか事業所の関係では当然年間を計上しているということですから数字が、例えば、ようかんが100メートルあったが、33メートルにばたっと切るといような問題ではないということも私はよくわかるんです。確かにだから切り口が前へ行ったり後ろ行ったりというのになってばさっとは切れんというのが暫定予算の方向づけになっているということを説明を受けましたからわかっていますが、今の説明を聞いていたらこれに基づいていっても、もとの台帳があるわけですから、私は委員長に申し上げるんですが、今まで説明された分の資料を出してもらって説明を受けないととてもじゃないがかかりやしませんよ。覚えちゃおれんしね。

それでどういう方向づけになったかといったら、例えば一つ例言いますと、物件費にしましても補助費の関係にしましても100%出したものもあれば3分の1にしたというような説明があったのでは説明といっても質問するといってもしょうがない、どのように質問していいか。資料を出してもらえないですか、まず。

○亀岡委員長 暫時休憩にいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 再開をいたします。

続いて質疑を受けますので、質疑のある方は質疑を行ってください。

今村委員。

○今村委員 税の方法によって今の還付金がふえるということなんですが、対象どのぐらいに思っておられるんですか。

○亀岡委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 1,800件ぐらいはあろうかと見込んでいます。

○今村委員 いいです。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

入本委員。

○入本委員 増減率で見た場合に、やはり今の人権会館のところでございますけど、先ほど説明がありましたように4分の1と、4回シリーズで、3回シリーズでやる場合は当然パーセンテージがそこに計画が、1回目やって4回目をやらんのじゃいうわけにいかんというふうな計画もあるような説明を受けたんですが、八千代では30%とか66%とか、そのパーセンテージの増減率の違いの説明をお願いしたいと思います。

○亀岡委員長 毛利人権推進担当課長。

○毛利市民課担当課長 冒頭の説明でもさせていただいたと思うんですけども、館ごとに比率が違うという部分でございますけれども、経常経費といいますか、報酬から役務というような部分が多い部分と、あるいはまた委託費という部分の比率が高いというような部分、そういうことによりまして各館の予算の計上の比率が違ってきているという部分がございます。それらが原因だと思います。

○亀岡委員長 入本委員。

○入本委員 そうというのが原因と言うたんじゃ何のことやらわけわからんよ。それこそ積算根拠を言ってくれんと。今出とる暫定予算の積算根拠のパーセンテージで聞いているのに他人ごとみたいなそういうのを根拠ですというような答弁の仕方はないでしょう、それは。

○亀岡委員長 暫時休憩いたします。それでは10時55分までを休憩にいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 再開をいたします。

毛利人権推進担当課長。

○毛利市民課担当課長 八千代の人権福祉センターの増減率が各人権会館に比べて増減率が非常に低いという件ですけども、八千代の場合、本年度、20年度人材派遣の業務委託料1名ほど新たに雇用するように計画しております。それが原因になっていると思います。

○亀岡委員長 よろしゅうございますか。

入本委員。

○入本委員 それはどういう理由から派遣がふえたんですか。

○亀岡委員長 毛利人権推進課長。

○毛利市民課担当課長 19年度から人権相談員が5名から3名になりました。そういう部分の中で八千代の人権会館の場合は館長が市民生活課長、つまり支所長と兼務ですから、それが館長で兼務でございます。それで1名の正規職員がでございます。1名の正規職員だけでは事業というものがなかなか展開できんということで、事務員ということで派遣の職員というのを新年度雇用するように計画しているということで計上したものでございます。

○亀岡委員長 入本委員。

○入本委員 そういうふうにしてその人件費は、それじゃあ、ここの場合はどのような比率になって、3カ月分になっているのか1年間分になっているのか、そのあたりはどのようなふうに配分した数字がこういうふうになったんですか。

○亀岡委員長 休憩にしましょうか。ええですか。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 再開をいたします。  
毛利人権推進課長。

○毛利市民課担当課長 1年間相当分の30%を計上しております。

○亀岡委員長 入本委員。

○入本委員 そうするとトータルではこの30%は逆転するという発想が出るんですが、そのあたりはどのようなふうに見られとるんですか。

○亀岡委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 それでは再開いたします。  
答弁を求めます。  
中田主査。

○中田市民課主査 失礼します。先ほどの人権会館の暫定予算の件でございますが、人材派遣につきましては年間の暫定予算分3分の1を組んでおります。全体の八千代人権センターに係る20年度暫定予算の項目の金額でございますが、人材派遣以外のそのほかの諸経費を含んでおります。消耗品、需用費でありますとか報償費、そういったものを含んでおりますので、19年度当初予算と比較しましたらそれよりも減額の予算措置になっております。

○亀岡委員長 入本委員、よろしゅうございますか。  
中田主査。

○中田市民課主査 大変失礼しました。この20年度暫定予算の金額の中には本来の3カ月分ということで組んでおりますけども、その中で年間どうしても委託料等で当初契約に必要な予算につきましては100%組んだものもございません。したがって、単純に3分の1という、3カ月分という金額にはなっておりませんが、全体的な考え方としましては人材派遣につきましては3カ月分の予算を計上いたしております。

○亀岡委員長 田丸政策推進部長。

○田丸政策推進部長 財政で予算を取りまとめておりますので、その観点から少しご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず203万3,000円の中身でありますけども、いわゆる旅費でありますとか消耗品を含めた需用費、それから役務費等々につきましては約3分の1の金額を組んでおります。人件費につきましては人材派遣ということで、これも今ご説明がありましたように3分の1の金額を組んでおります。ただ、業務の委託の中でもし尿浄化槽とか、それから事務機器の借り上げ料とか、そういったものは当初契約する必要がございますので、全額を組ませていただいております。そういったことを合わせまして203万3,000円であります。他の館と20年度の暫定予算額が違っていますが、これは館の規模でありましたり、エレベーターがあるかですね、そういったものもございますので、したがってそこらの経常的な部分の費用が異なりますので、ばらつきがございます。

それでは30%ということではありますが、平成19年度の当初予算額をごらんをいただきたいと思えます。吉田、高宮、甲田につきましては大体800万円余りですけども、八千代につきましては293万8,000円ということで約300万円で、他の館に比べて低い金額になっています。現在資料を持っておりませんので、昨年度なぜこういった差があったかということについては承知をしておりますけれども、その293万8,000円を母数として203万3,000円を割りますと、いわゆる減額率といえは30.8%ということで、他に比べて少ない減額率になっているということでございます。

○亀岡委員長 いいですか。

入本委員。

○入本委員 私がここで聞いているのは、3分の1、3分の1言われた場合に、この19年度の当初予算に対して現在203万円ですと30%と、だったらこれが19年度の当初予算をオーバーするような数字になりますねということが出てくるんですが、そこらはどういうふうに。今の形だったら当然19年度の予算をオーバーするわけでしょう。それでそういうふうにしてますと言えはそれでいいわけなんですよ。その説明。そうしないとこの30%という数字が合わないじゃないですか。この19年度の予算ではとてもじゃないが八千代は運営できませんと。だからここは逆にプラス50%になって、ここが400万になるとか500万になります予定ですかというふうに説明ないと私は理解できませんよということを言っているんですよ。

○亀岡委員長 田丸政策推進部長。

○田丸政策推進部長 ご指摘のとおりでありまして、人材派遣の費用は3分の1でございますので、200万円余り見込んでおります。そういったことを勘案しますと19年度の293万8,000円を上回る予算額になるだろうということが想定できます。以上であります。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

今村委員。

○今村委員 固定資産の適正化事業でございますが、流れが大体先ほどの説明ではちょっと時間がかかりそうだということでございますが、今後の今年度の事業内容についてはもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思いま

す。

○亀岡委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 固定資産適正化事業は、もう継続事業ということで1年分を上げさせてもらっているわけなんですけど、現地の確認調査というので雑種地が埋めてある状況という詳しい状況を調べていないので、この番地に行ったら造成されとったと、こういうようなことで写真や何か撮って帰っていますが、周りがコンクリできちっと整理されて埋め立てをされているものか、周りはそのまま放置のままで土が埋められているとか、埋立地の表面がどういう状況で整理されているとか、こういうことをもう一回きっちり調査しないといけないだろうということになりまして、雑種地の現況の調査を詳細にわたってしていきたいということで考えております。ああいった内容が主なものですが、本年度中に許可をもらって埋め立てをしたり、される方もありますので、それらの状況も調査しないといけないということでもあります。以上であります。

○亀岡委員長 今村委員。

○今村委員 これは全市的な展開ですか、あるいは地域的な状況なんでしょうか。

○亀岡委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 全市を対象にやります。

○亀岡委員長 いいですか。

○今村委員 いいです。

○亀岡委員長 明木委員。

○明木委員 先ほどの入本委員の答弁についてちょっとお伺いしたいんですけど、先ほどの説明でいけば八千代の人権福祉センターの203万3,000円、これに人件費が含まれているというような説明をいただいたと思うんですけど、これは説明資料の8ページのところの人件費の部分が空白なんですけど、そこはどのように、先ほどの答弁が合っているのか、こっちの資料が合っているのか、そこをのはっきりしていただきたいと思うんですけど。

○亀岡委員長 毛利人権推進課長。

○毛利市民課担当課長 先ほど説明いたしました人材派遣の委託料ということで、物件費のほうへ人件費分が入っております。それでご理解いただきたいと思います。

○亀岡委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 先ほど固定資産税適正化事業なんですけれども、昨年度、19年度7,900万ぐらいかけてこの事業をやっているわけですよ。それで今の答弁では再調査のような形になっているのかなというふうに思うんですけど。昨年度それだけの金額を使って、また再度調査するような調査のあり方というのはどうなんだろうかというふうに非常に疑問を持つわけですよ。それで今年また再度調査するというので、また同じところを見るわけでしょう。やはりそこらのところの目的と、どういう形で今後そ

れを利用していくんだというようなはっきりしたものがなくて、ただ見て回ったようなことで7,000何万を使って、また今年もそれを、当然そういう金額になるだろうというふうに思うんですけども、やはり調査の仕方というのを考えていただいて調査をしていただかなくては、6,300カ所ですか、またそれ3年も4年もかけて調査するということなんで、そこらのところを今後十分気をつけてやってもらいたいというふうに、その調査することについて、この予算についてどうかは言いませんけれども、ぴしゃっとしたものが出るような再調査をしていただきたい。これは要望です。

○亀岡委員長 答弁ありますか。

山本税務課長。

○山本税務課長 昨年予算の中は7,900万というのがあるんですが、半分ぐらいは、ちょっと数字を記憶していませんが、評価がえに伴いまして、21年の、標準地の評価をしないといけないのがあるんですよ、鑑定士雇ってですね。全市でそれやったので、半分ぐらいはそれなんです。

以上であります。ご意見を尊重してやらさせていただきます。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 6,300件の調査をするというんですが、これ全市にまたがるいうんですが、具体的には6町の数字をつかんでいけば言うてください。

それから人権推進費の中の補助金の527万5,000円、これはどれだけの団体にどのようにするんか、これも説明お願いします。

○亀岡委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 6,300の各町の件数いうのはあるのはあるんですが、ちょっと持ち合わせていません。また後で提出させてもらうのはいけませんか。

6,300は、納税者との折衝もありますんで、すいません、つけ加えさせてもらいます。

○亀岡委員長 毛利人権推進担当課長。

○毛利市民課担当課長 補助金の内訳でございますけれども、青少年育成助成費が32万円、それから運動団体の補助金が139万円、それから人権対策協議会の補助金が57万円、女性会の補助金が56万円、それから住宅貸付金の利子補給が200万円、それから人権擁護委員の連絡協議会の補助金が3万円、それと負担金の中では23万5,000円が三次人権擁護委員会の負担金、それから4万円につきましては国の外郭団体であります人権教育啓発推進団体の負担金が4万円、締めて514万5,000円でございます。

○亀岡委員長 岡田委員。

○岡田委員 固定資産税の件の6,300件ですが、納税者の関係はあっても箇所だけはわかるんじゃないですか、何カ所か。今それを後から資料で出す、こういうことですね。わかりました。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

[質疑なし]

ないようでございます。質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 続いて、福祉対策推進部に係る部分を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 それでは、福祉対策推進部関係のそれぞれ3課、社会福祉課、高齢者福祉課、保健医療課に係ります暫定予算のご説明をそれぞれ課長のほうからご説明いたします。

○亀岡委員長 重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 それでは、社会福祉課に係るものにつきまして予算審査特別委員会資料によりましてご説明いたします。

9ページ、10ページをお願いします。9ページの中ほど、款項目が3、1、1、社会福祉総務費の社会福祉総務管理費2,736万8,000円でございますが、主なものは人件費288万円、これは民生委員、児童委員さんを生活指導員として委嘱いたしております123名分の報酬で、1人当たりの額が月額7,500円でございます。次に、補助費等2,362万円の主なものは、社会福祉協議会の補助金2,000万円及び民生委員、児童委員協議会の補助金120万円、その他といたしまして県からの事務移譲で全額財源措置のあります民生児童委員活動の報償費181万円が主なものでございます。

続きまして、2目障害者福祉費、障害者自立支援訓練等給付事業費1億4,473万円。これは居宅生活支援費や施設入所者の施設訓練等支援費及び厚生医療給付や補装具の関係の給付等自立支援法によります補助事業であります扶助費1億4,470万円が主なものでございます。

次に、障害者自立支援介護給付事業費3,671万8,000円でございますが、主なものは日中支援事業に係ります扶助費480万円、次に物件費2,730万3,000円ですが、主なものは委託料で市町村障害者生活支援事業といたしまして2,265万6,000円、これはひとは福社会、もやいへの委託料1,132万8,000円と及び清風会の地域生活支援センターに対します委託料1,132万8,000円でございます。また、合併前に策定いたしました障害者プランを見直し、新しい安芸高田市の障害者計画の策定及び21年度から始まります第2期の障害福祉計画の策定委託料180万円を計上いたしております。その他日常生活用具の委託料、それから手話通訳、要約筆記の派遣、声の広報等の発行、障害認定調査の委託料が中にごございます。次の補助費等366万5,000円、これは通所送迎サービスを行っている施設に対する国の補助事業であります通所サービス利用促進事業の補助金が主なものでございます。

次に、108の障害者福祉事業費1,515万9,000円の主なものは、物件費597万1,000円、これは福祉ホーム事業に係ります委託料及び地域生活アシスタント事業、それからスポーツレク教室等の開設事業の委託料が中にございます。次に、補助費等の835万7,000円。これは障害者授産施設等の通所者の交通費の助成事業127万円、これは授産施設における訓練、社会復帰等を促進するための交通費を助成するものであります。また、ほかに重度心身障害者の通院費の補助事業175万円。これは重度の障害者、障害児の通院費の一部を助成するものであります。さらに経過的障害者の就労促進事業355万円。これは就労促進事業といたしましてNPOの貴船及びひとはの共同作業所運営に係ります補助、これらが補助費等の835万7,000円の主なものでございます。

続きまして、109の原爆被爆者対策事業費29万5,000円。これは被爆者の健康診査事業等援護業務に対します事務費等でございます。

次に、児童福祉総務費の110、児童福祉総務管理費23万6,000円。これは児童福祉に関します管理費用でございます。

次に、保育所費の1、1、1の保育所総務管理費（公立）の5,551万1,000円。これの主なものは、公立保育所10カ所の非常勤の保育士及び調理員の人件費が4,536万円、それから物件費、電気代、電話代、警備委託料及び保育士、調理員の人材派遣業務、人材派遣業務費は330万円等の物件費合わせて977万7,000円が主なものでございます。

次に、112、保育所総務管理費の私立のほうでございますが、2億2,667万6,000円。これの主なものは、扶助費といたしまして市内に私立の保育所が4カ所あります、その運営費2億2,203万5,000円及び物件費は他市町村への広域入所の委託料340万円、それから私立保育所の延長保育や研修費に係る補助金124万1,000円が補助費ということで主なものでございます。

次の113の吉田保育所から11ページの122、かわね保育所までは公立保育所10カ所の各保育所の、扶助費関係は給食扶助費及び物件費は消耗品や各施設の機器の保守点検等の保育所運営に係ります予算を保育所ごとに計上いたしております。

次に、11ページの123のみつや保育所6,457万5,000円。これは指定管理委託料で年間契約を法人と交わしますので、年間予算を一括計上いたしております。

続きまして、児童手当費、1、2、4、児童手当給付事業費7,594万6,000円。これは児童手当の扶助費7,591万5,000円が主なもので、小学校の終了前までの児童に対する手当額を計上いたしております。

次に、125、児童扶養手当費3,013万円。これの主なものは、扶助費の3,000万円でございます。

次に、126、特別障害者手当費498万9,000円。これは特別障害者手当並びに障害児福祉手当等の扶助費494万6,000円が主なものでございます。

次に、児童福祉施設費は、費目の児童館等をまとめたりした費目の組

みかえをいたしております。131、児童館施設費129万7,000円は、児童館が3館あるんですが、その3館の施設の維持管理費を計上いたしております。

次の132、子育て支援施設運営費5,410万4,000円は、3カ所の児童館及び9カ所の児童クラブの運営業務委託料5,400万3,000円が主なものでございます。

次に、133、子育て支援センター運営費2,227万5,000円の主なものは、母子自立支援員さんと家庭児童相談員さん、非常勤が2名いますが、その2名分の人件費107万円。次の物件費2,102万円は、ファミリーサポートセンターの運営事業の270万円と母子生活支援施設入所委託料、措置の関係ですが、1,647万6,000円及び次世代育成支援行動計画を策定いたしますが、そのアンケート調査の業務委託料といたしまして、20年度アンケート調査を予定いたしておりますが、160万円が主なものでございます。

次に、134、生活保護の総務管理費174万5,000円の主なものは、生活保護適正実施推進事業の診療報酬等の明細書の点検に係ります費用等の管理事務費、生活保護の管理事務費でございます。

次に、135、生活保護扶助費1億2,380万1,000円でございますが、これは生活保護の扶助費で本年1月1日現在の保護の状況でございますが、188世帯325人でございます。

以上で主なものにつきまして社会福祉課の予算の説明を終わります。

○亀岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

続きまして、高齢者福祉課の平成20年度一般会計暫定予算につきまして同資料に基づきまして説明をさせていただきます。

続きまして、3目の老人福祉費でございます。事業番号137番、在宅福祉事業におきましては、平成20年度は高齢者保健福祉計画、第4期介護保険事業計画を策定いたしまして、平成21年度から23年度までの間の在宅福祉事業、介護保険の地域支援事業の具体的な進め方、方向づけをするとともに、第4期の介護保険料を算出し、年度末には介護保険条例の改正を議会提案させていただく予定でございます。

そのほか高齢者福祉大会、敬老事業、心配ごと相談事業、生活支援ハウス、老人クラブやシルバー人材センターへの助成などの経費3,496万6,000円を計上しております。人件費は、高齢者保健福祉計画、第4期介護保険事業計画策定委員の報酬でございます。物件費の1,066万3,000円の主なものは、心配ごと相談事業などの委託料、生活支援ハウスなどの運営委託料、高齢者保健福祉計画、第4期介護保険事業計画策定委託料などでございます。補助費等の2,411万3,000円の主なものは、老人クラブへの補助金、シルバー人材センター運営助成でございます。

138、老人保護措置費におきましては、養護老人ホームへの措置73人分の経費を7,145万3,000円計上しております。人件費は、入所判定委員会の委員報酬でございます。物件費の7,141万3,000円は、老人保護措置

の委託料と措置費の支払い代行事務の委託料でございます。

139、介護保険事業費におきましては、介護保険サービスの利用料に対する社会福祉法人による低所得者減免などへの助成を2万2,000円計上しております。

140番と141番、各特別会計への繰り出しは、存目を計上しております。

8目福祉センター費におきましては、ふれあいセンターいきいきの里、総合福祉センターかがやき、吉田老人福祉センターの指定管理費1年間分を計上しております。

9目社会福祉施設費では、老人憩いの家、ふれあいプラザ等の管理費と養護老人ホーム高美園の運営委託料につきまして5,284万2,000円を計上しております。

以上で高齢者福祉課の予算説明を終わります。

○亀岡委員長

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

それでは、保健医療課の関係につきましてご説明をさせていただきます。

説明資料の7ページをお願いいたします。下段に保健医療課分がございますので、お願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、存目計上といたしております。

次に、3目の老人福祉費、老人保健医療給付事業費の40万1,000円は、電算共同処理委託料等の事務的経費でございます。

次の老人保健特別会計繰出金及び次の後期高齢者医療特別会計繰出金は、いずれも存目計上でございます。

9ページをお願いいたします。同じく老人福祉費、後期高齢者医療事業費の1億2,627万2,000円につきましては、3カ月分の療養給付に係る広島県後期高齢者医療広域連合への負担金並びに後期高齢者に係る健診業務委託料の年間経費等が主なものでございます。

次に、5目社会福祉医療公費負担事業費、老人医療公費負担事業費7,000円は、事務的経費でございます。次の重度心身障害者医療公費負担事業費3,884万4,000円は、3カ月分の医療費と事務的経費を計上いたしております。

次に、2項5目の児童福祉医療公費負担事業費、ひとり親家庭等医療公費負担事業費の202万4,000円及び次の乳幼児医療公費負担事業費の883万4,000円は、重度医療と同様3カ月分の医療費と事務的経費を計上いたしております。

次に、4款1項1目保健衛生総務費、保健衛生総務管理費の2,113万8,000円につきましては、主には在宅当番医業務委託料、休日夜間救急センター運営事業補助金、病院群輪番制病院運営事業等負担金のほか暫定期間中の事務的経費を計上いたしております。

次の2目の健康づくり推進事業費1億1,527万2,000円につきましては、乳幼児健診、予防接種、総合健診、人間ドック、各種健診並びに運動教室等の委託料が主なもので、契約の性質上1年間分の経費を計上いたし

ております。

次に、3目の保健センター運営費の1,121万円につきましては、中央保健センター管理業務委託料及びふれあいセンター甲田の指定管理委託料が主なもので、年間経費として計上いたしております。

次に、5目診療所費、横田診療所の5万円は、維持修繕経費を計上いたしております。次の北生診療所につきましては、診療報酬を直接診療所に振り込む方式といたしましたので、予算計上はいたしておりません。次の美土里歯科診療所の2,627万2,000円は、歯科診療業務委託料といたしまして年間経費を計上いたしております。次に、佐々部診療所につきましては、存目の計上でございます。

以上、保健医療課分の暫定予算の歳出総額は3億9,008万6,000円となりました。以上で要点の説明を終わります。

○亀岡委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 保育所の運営管理費でございますが、4カ所の私立に対しては年間のということでございます。そこへ補助費として124万、延長保育代というふうに聞きましたが、この数字というのは大体ここ最近の例によって計上されているものかどうか、これの増減はあるのかどうか、まず1点でございます。

それから同じく保育所の関係でございますが、みつや保育所が、これは指定管理のということで年間の委託費ということでございましたが、少し減額になっておりますが、この減額理由はいかなることなのか。

それと子育て支援のほうの関係でございますが、次世代の育成計画を立てるんだということで160万円計上したというふうにお聞きをしたわけでございますが、どういったような策定計画なのか。

それと老人、高齢者の方の在宅福祉の関係でございますが、補助費として2,411万3,000円、そのうちシルバー人材センターへの補助も含むんだというふうにお聞きしたのでございますが、この補助の対象及び今回計上されておりますのはどの範囲までなのか。以上でございます。

もう1点ちょっと追加してください。保健センターの方の関係でございますが、本所及び甲田の保健センターの運営管理費に上がっておりますが、甲田の場合、今度社協の事務所になっておりますね。そこでの施設用の管理区分といいますか、これについてはどういうふうにお考えなのか。以上でございます。

○亀岡委員長 是常子育て支援担当課長。

○是常社会福祉担当課長 延長保育の件でございますが、私立の保育所4園それぞれ延長保育をしていただいております。大体11時間というのが基本でございますが、それを超えた部分が延長保育といったことで、私立の場合は7時15分から夕方6時45分まで、そして入江保育園さんが7時半から19時、刈田保育園さんと八千代南保育園さん、この2園が朝の7時半から夕方7時ま

でといったことで、働いておられるお母さん方の少しでも役に立てばということで延長保育を受けていただいていた大変喜んでいただいとったこととさせていただきます。

次のみつや保育所の件でございますが、これは管理委託を入江保育園さんの報正会のほうへ委託して業務運営をしていただいております。そういったことで若干の金額の誤差はありますが、昨年の見直しをしたりして定めたものでございます。

次の次世代育成のプランといったことで質問がございましたが、次世代育成支援行動計画、実は平成17年にこういったものをつくっております。これが21年度で5カ年の計画が終了いたしますので、これを20年度においてアンケート調査等々を行ったり、今までの実績等を調査しながらまた新たな次世代育成支援行動計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

また、この編成委員さんにつきましては、各種団体あるいはいろんな多方面から委員を選出して協議をして、また議会のほうにも提示してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○亀岡委員長 沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 シルバー人材センターの運営助成に対しますご質問でございますが、ご存じいただきますようにシルバー人材センターは国費の補助金の申請をされます。そのときに同額以上が市町から交付決定をされておるといふ条件がございますので、その国費の申請に必要な最低限の額といたしまして現在では2,000万円の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○亀岡委員長 武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 ふれあいセンター甲田の件でございます。ご案内のように安芸高田市の社協のほう为本所が手狭ということで、本年2月1日からこちらの甲田ふれあいセンターのほうに本所機能を移転をさせていただいたとてでございます。その中で従来甲田ふれあいセンターにつきましては、介護保険制度ができる際に甲田地域の介護サービスの基盤の整備ということで、そのふれあいセンターの中にデイサービス機能であるとか訪問介護等の介護給付サービスを定着されたといふふうに聞き及んでおりますが、合併後、指定管理においてはその介護サービスを提供する部分、それと保健事業等で使う部分、面積等によりまして按分をさせて、その経費については負担をしていただいておりますといふところでございます。

それと使用頻度の部分も年間を通じて割合を出ささせていただきます、それぞれ社協と市の関係の負担等は定めておるとてでございます。以上でございます。

○亀岡委員長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 亀岡委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて、議案第54号、平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
廣政福祉対策推進部長。
- 廣政福祉対策推進部長 議案第54号、平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算について説明を申し上げます。  
本案につきましては、基本的には一般会計と同様に歳入歳出とも4月から6月分の予算編成をお願いしておるところでございます。  
詳細につきまして担当課長のほうからご説明を申し上げます。
- 亀岡委員長 武岡保健医療課長。  
○武岡保健医療課長 それでは、説明資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。説明資料の29ページをお願いいたします。歳入歳出ともいずれも費目が少のうございますので、こちらの資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。まず歳入でございますが、1款国民健康保険税の1億6,010万2,000円は、暫定期間中の国民健康保険税の収入見込額を計上いたしております。  
2款使用料及び手数料は、存目でございます。  
3款国庫支出金の1億2,651万3,000円は、3カ月分の療養給付費並びに高額療養費に対する国庫負担金でございます。  
次に、4款県支出金につきましては、存目計上といたしております。  
5款療養給付費等交付金の1億2,446万2,000円は、療養給付費等に対する支払い基金からの交付金でございます。  
次に、6款前期高齢者交付金の2億451万円は、前期高齢者医療制度に係る支払い基金からの交付金でございます。  
次に、7款連合会支出金につきましては存目でございます。  
次に、8款共同事業交付金の7,249万円につきましては、高額医療費共同事業交付金並びに保険財政共同安定化事業交付金として暫定期間中に国保連合会から交付される交付金でございます。  
次の9款財産収入の18万円につきましては、暫定期間中に発生する基金運用利子でございます。  
次の10款繰入金並びに11款繰越金につきましては、いずれも存目計上でございます。  
12款諸収入21万6,000円は、暫定期間中の延滞金、加算金等を計上いたしております。  
次に、歳出に移ります。1款総務費の5,403万9,000円は、暫定期間中

の一般職員人件費並びに国保連合会への共同処理委託料、レセプト点検委託料並びに電算処理システム改修委託料等の事務的経費でございます。なお、委託料につきましては年間契約のため1年分の経費を計上いたしております。

次に、2款保険給付費の7億7,271万6,000円は、療養諸費、高額療養費、出産育児一時金等暫定期間中の保険給付費の必要額を計上いたしております。

次に、3款後期高齢者支援金等の9,674万円、4款前期高齢者納付金等の30万7,000円は、支払い基金に対して暫定期間中に支払う金額でございます。

5款老人保健拠出金1億950万9,000円は、平成20年3月分の老人保健拠出金でございます。

6款介護納付金4,613万5,000円は、暫定期間中の介護納付金でございます。

7款共同事業拠出金1億6,252万4,000円は、高額医療費共同事業に係る経費でございます。

8款保健事業費の3,799万円は、平成20年度から始まります特定健診、特定保健指導の実施に伴う経費でございます。

9款基金積立金の18万円は、基金利子の積み立てでございます。

10款公債費の100万円につきましては、暫定期間中に一時借り入れた場合に必要となる支払い利子を計上いたしております。

11款諸支出金の151万6,000円は、暫定期間中の国民健康保険税の還付金等の必要見込み額を計上いたしております。

12款予備費につきましては、750万円を計上いたしたところでございます。

以上で説明を終わります。

○亀岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第55号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部からの要点の説明を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長

議案第55号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算のご説明を申し上げます。

本案につきましては、老人保健制度にかわりまして後期高齢者医療制度が本年4月1日から施行されますが、本年3月に受診された医療費につきましては5月の請求となるため、基本的に1カ月分の医療費の執行に係る予算として計上をしておるところでございます。

詳細につきましては担当課長のほうからご説明を申し上げます。

- 亀岡委員長 武岡保健医療課長。
- 武岡保健医療課長 それでは、30ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款支払基金交付金2億3,268万9,000円は、医療諸費に対する交付金でございます。交付率は50%となっております。
- 次に、2款国庫支出金の1億5,377万2,000円につきましては、医療諸費に対する国庫負担金で負担率は33.3%でございます。
- 次の3款県支出金3,832万8,000円につきましても同様に医療諸費に対する県負担金で、負担率は8.3%でございます。
- 続いて、4款繰入金、5款繰越金、6款雑入は、存目計上でございます。
- 次に、歳出に移ります。1款医療諸費の4億6,357万4,000円は、先ほど部長が申しあげましたように20年3月診療分の医療費と高額医療等現金給付に係る経費でございます。
- 次の2款公債費と3款諸支出金は、存目計上でございます。
- 4款予備費につきましては、90万円を計上いたしております。
- 以上で要点の説明を終わります。
- 亀岡委員長 これより質疑に入ります。
- 質疑ございませんか。
- 〔質疑なし〕
- 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
- 続いて、議案第56号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算の件を議題といたします。
- 執行部からの要点の説明を求めます。
- 廣政福祉対策推進部長。
- 廣政福祉対策推進部長 議案第56号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算についてご説明を申し上げます。
- 本案につきましては、本年4月1日から施行されます後期高齢者医療制度におきまして徴収をすることとなります保険料を管理する特別会計であります。
- 基本的には4月から6月の3カ月分の予算をお願いしておるところでございます。
- 詳細につきまして担当課長のほうからご説明を申し上げます。
- 亀岡委員長 武岡保健医療課長。
- 武岡保健医療課長 それでは、31ページお願いいたします。まず歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料の9,691万円は、暫定期間中に特別徴収する保険料の見込み額でございます。
- 次の、2款使用料及び手数料、3款寄附金、4款繰入金、5款諸収入は、いずれも存目計上でございます。
- 次に、歳出でございますが、1款総務費の3万8,000円は、暫定期間中の事務的経費でございます。
- 2款後期高齢者医療広域連合納付金1億753万円につきましては、徴収した保険料に低所得者に対する保険料軽減額相当分を加えまして納付す

るものでございます。なお、保険料の軽減額相当分につきましては保険基盤安定繰入金として県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担することとなっておりますが、暫定期間中には歳入には計上いたしておりません。

3款諸支出金は、存目計上でございます。

4款予備費につきましては、50万円を計上いたしてあります。

以上で要点の説明を終わります。

○亀岡委員長

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

先ほどの説明の中で金額を間違っておりますので、訂正をさせていただきます。

1款の後期高齢者医療保険料の、先ほど969万1,000円と申し上げましたが、9,690万1,000円でございます。訂正させていただきます。

○亀岡委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

金行委員。

○金行委員

ちょっと1点お聞きします。後期高齢者保険は4月1日から始まるんですけど、これは暫定でありながら始まるということは確かでございます。この保険料は今まで払ってない方からもらうような制度で、それは6カ月おくらせてやるということで出発しますが、それまでにやっぱり今度から払われる方のご理解等々が必要だと思うんです。その間でのための広報紙は1遍出しましたけど、それまでのこの3カ月の間、何かの策、やっぱりご理解をしてもらおうということが必要だと思うんです。そういうことは何か考えておられるか、1点お聞きします。以上。

○亀岡委員長

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

従来被用者保険の被扶養者としてなられておられた方につきましては、与党合意の中で半年間は保険料を凍結をする。また、それから半年間は保険料を9割軽減します。2年目につきましては保険料を半額に軽減をします。3年目から本来の保険料の額に戻ってくるわけでございますが、広報の関係につきましてはこれまで後期高齢者広域連合のほうからもパンフレットを出しておりますし、またこの3月に後期高齢者の保険証を3月の20日過ぎにはそれぞれお届けをするようになると思っておりますが、その中にも一つはしおり等も入れております。市独自といたしましても市の広報紙、先般も3月号でございますが、掲載をさせていただいておりますので、十分ではないかと思うんですが、今後も、実際にはこの凍結された方の保険料は10月から徴収をするということになってまいりますので、今後もあらゆる機会を通じて啓発はさせていただきたいというふうに考えております。

また、この3月のうちにそれぞれの各町支所単位で説明会等も持たせていただくように今現在計画をいたしてあります。以上であります。

○亀岡委員長

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第57号、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長

議案第57号になりますけれども、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算の要点の説明を申し上げます。

本案につきましても一般会計、また特別会計と同様に4月から6月に係ります歳入歳出を見込んでおるところでございます。

要点の詳細につきまして担当課長のほうからご説明申し上げます。

○亀岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

32ページで平成20年度介護保険特別会計の暫定予算につきましてご説明を申し上げます。

歳入でございますが、1款の保険料は第3期の介護保険事業計画の保険料基準月額4,400円、6段階の保険料でございます。6月までに収入される見込み額8,985万円を計上しております。なお、税制改正に伴う激変緩和措置を継続するよう予算編成を行っております。

2款使用料及び手数料は、地域密着型サービス事業所の指定手数料でございますが、暫定期間に歳入される見込み額1万9,000円を計上しております。

3款国庫支出金は、介護サービス給付費と地域支援事業費に係る国庫負担分と調整交付金になります。暫定期間中の歳入見込み額1億750万6,000円を計上しております。

4款支払基金交付金は、介護サービス給付費と介護予防事業費に係る第2号被保険者保険料負担部分でございます。暫定期間中に歳入される見込み額1億9,270万1,000円を計上しております。

5款県支出金は、同じく給付費と地域支援事業に係る県負担分でございます。この期間に歳入される見込み額8,980万5,000円を計上しております。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の運用利息でございます。この期間に歳入される見込み額10万円を計上しております。

7款寄附金は、存目です。

8款繰入金は、介護給付費準備基金繰入金と一般会計繰入金でございますが、存目でございます。

9款繰越金は、同じく存目でございます。

10款諸収入は、過料、預金利子、滞納処分費、第三者納付金、雑入でございますが、この間に歳入される見込み額9,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございますが、1款の総務費におきましては職員人件費、保険料の賦課徴収に要する経費、介護認定に要する委員報酬や認定調査員報酬、医師の意見書作成委託料や訪問調査の委託料など、この期間に支出する見込み額2,402万円を計上しております。なお、19年

11月現在の介護保険の状況でございますが、第1号被保険者数1万752名、要介護、要支援認定者数2,330名、認定率21.7%で介護保険の運営を行っております。

2款の保険給付費におきましては、居宅介護サービス費、介護予防サービス費、施設サービス費等を保険給付費としまして、この期間の必要な経費8億4,340万円を計上しております。

3款の財政安定化基金拠出金は、存目でございます。

4款の地域支援事業費におきましては、地域包括支援センターの職員と市社協からの派遣職員の人件費、介護予防事業、総合相談事業、包括的、継続的ケアマネジメント事業、そして任意事業に要する経費として6,133万4,000円を計上しております。

5款基金積立金につきましては、13万円を計上しております。

6款諸支出金におきましては、保険料の還付金など100万1,000円を計上しております。

7款予備費におきましては、25万円を計上しております。

以上で要点の説明を終わります。

○亀岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第58号、平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長

議案第58号、安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算についてのご説明を申し上げます。

本予算につきましても他会計と同様に4月から6月分についての歳入歳出を見込んでおるものでございます。

詳細につきましては担当課長のほうからご説明申し上げます。

○亀岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

33ページをお願いいたします。平成20年度介護サービス特別会計暫定予算につきましてご説明を申し上げます。

歳入でございますが、1款のサービス収入は要支援1、2の認定者の介護予防サービス計画を作成する介護報酬でございます。月額単価4,000円で暫定期間中に収入される見込み額680万円を計上しております。現在暫定予算におきましては要支援1、2の認定者約720名、このうちサービス利用者560名、利用率78%で予算計上しております。

2款の繰入金は、一般会計からの繰り入れでございますが、存目でございます。

3款繰越金も存目でございます。

4款諸収入は、利子及び雑入でございますが、存目でございます。

続いて、歳出でございます。1款総務費におきましては、職員人件費として暫定期間中に支出見込みの額556万8,000円を計上しております。

2款サービス事業費におきましては、非常勤の介護予防支援専門員の職員人件費、介護予防支援サービス計画に要する事務費及び外部に計画作成を委託する経費などとして暫定期間中の必要額558万8,000円を計上しております。

3款諸支出金は、存目でございます。

4款予備費におきましては、8万円を計上しております。

以上で要点の説明を終わります。

○亀岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 特別会計は、大体今の暫定暫定で来ていますが、本来は暫定を組まなくても、私は余り首長が変わったけどこういう問題はないと思うんですが、そのあたりは本来ちょうど予算時期であって、ここの時期も暫定を組まなきゃいけない理由はどういうところにあるんでしょう。

○亀岡委員長 答弁を求めます。

田丸政策推進部長。

○田丸政策推進部長 一般会計と同様に暫定予算をこの時期に組むというのは、4月の早い段階で市長さんがおかわりになるということで、20年度の大半の期間については新市長さんが執行されるという、そういった時期ですので、したがって通常の場合は暫定予算を、これは特別会計を含めて組んでいくというのがならわしといたしますか、この間の自治体行政のやり方というふうに私どもも県のほうからお聞きもしてこういう措置をとっていることとございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○亀岡委員長 いいですか。

○入本委員 いいです。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程はすべて終了いたしました。

次回は、明後日、7日午前10時から開会をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後1時23分 散会